

認定地域クラブ活動「たかまる」に関する認定制度における 「認定要件」の具体的な確認事項

①高松市内在住の中学生が希望する活動に主体的に参加できること

学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものである。

<確認事項>

- ☐ 生徒^{※1}の自主的・主体的な参加による活動であり、競技性や成果のみに偏重するのではなく、生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、生涯にわたってスポーツや文化芸術を楽しみ、豊かに関わるために必要な資質・能力等を育てることをめざした活動であること。
- ☐ 地域クラブの参加者は、原則として、高松市内在住の中学生とすること。定員がある場合は、近隣の生徒が参加できないことがないよう努めること。ただし、その他の参加者については、各地域クラブが個別に設定することができる。
- ☐ 生徒が継続的に参加し、いつでも参加できること、合理的な理由なく参加を拒否しないこと。
- ☐ 競技力強化等の観点から広域から生徒を意図的に集めることや選抜等を行わず、参加を希望する生徒を広く受け入れること^{※2}。

※1 中学校等の生徒を主な対象とするが、小学生や高校生、大人等と一緒に活動する多世代の取組を排除するものではない。

※2 部活動の地域展開は、障害のある生徒や運動・文化芸術活動が苦手な生徒等を含め、全ての生徒がそれぞれの希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備することを理念としており、そのことを十分に踏まえて対応することとする。

②適切な活動時間や休養日が設定されていること

<確認事項>

- ☐ 生徒の心身の成長に配慮して健康に生活を送れるよう、週2日以上休養日を設定すること。活動時間は平日は1日2時間程度以内、休日は1日3時間程度以内とし、週当たりの活動時間は11時間程度の範囲内とすること。その上でできるだけ短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動となっていること^{※1}。
- ☐ 無理のない活動を原則とし、競技志向やレクリエーション志向など生徒のニーズとともに、体力等の状況にも応じた適切な活動時間とするため、平日の活動は遅くとも21時（休日は18時）までとすること。
- ☐ 生徒の健康面・安全面及び家庭への負担を考慮し、学校始業前の活動（早朝練習）は実施しないこと。
- ☐ 年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会の日程等）や毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を策定し、参加者へ周知すること。
- ☐ 毎月の活動計画は活動の1か月以上前に公表し、参加者へ周知するとともに、中学校施設を使用する場合は、利用を希望する月の前々月までに市に活動計画を提出すること。

※1 例えば、休日2日ともに活動を実施する場合には、平日の地域クラブ活動において、少なくとも2日以上休養日を設ける。また、平日1日を休養日とした場合は休日のどちらか1日を休養日とする。（週当たりの活動時間が11時間程度の範囲内に収まり、かつ、週2日以上休養日が設けられるのであれば、平日の活動を週3日以内に抑えつつ休日に2日間連続して活動を行うなど、柔軟な対応を行うことも可能）

③活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること

<確認事項>

- ☐ 国が示す参加費等の金額の目安※1を踏まえつつ、地域の実情や競技種目等の特性等に応じて、地域クラブ活動を持続的・安定的に運営していくために必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること。

※1 国が示している会費の目安は、週1回で月4回活動の場合は、1,000円～3,000円程度としている。

④適切な指導の実施体制が確保されていること

<確認事項>

- ☐ 地域クラブ活動において指導や指導補助、見守り等を行う指導者が、暴力・暴言・ハラスメント、性犯罪、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許さないことを誓約すること※1。
- ☐ 本市が定める研修を受講し、本市に登録された者を指導者として配置すること※1。
- ☐ 参加者との十分なコミュニケーションを図りつつ、適切な休養、過度な練習の防止や合理的かつ効率的・効果的な練習の積極的な導入等を行うこと。
- ☐ 持続的・安定的な活動を確保するとともに、事故や暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為を防止する観点から、原則として、複数の指導者等が携わること。
- ☐ 参加者や保護者からハラスメントや参加者間トラブル等についての相談があった場合は、事実確認を行い、市へ報告を行うとともに、改善策を講じること。

※1 指導者研修を受講し、かつ、日本版DBS等の確認を経て指導者として登録されることで、指導者による不適切行為の防止を徹底する。研修の項目、指導者の登録の仕組みなどについては、実施計画及び指導者募集要項（後日公表）を参照とする。

⑤適切な安全確保の体制が確保されていること

<確認事項>

- ☐ 事故防止・事故発生時対応マニュアルの作成や救急体制の確認をするなど、保護者や関係機関への緊急時の連絡体制の整備等を行い、事故発生時の対応を適切に行うこと。
- ☐ 生徒の発達段階や健康の状態、気温や湿度、暑さ指数（WBGT）等の環境を考慮のうえ、適切な指導内容や活動時間、休憩時間、水分補給の機会等を設定するとともに、活動場所の管理主体と連携した施設・設備・用具の点検等を行い、事故防止を徹底すること。
- ☐ 地震・津波・土砂災害等の災害発生に備え、活動場所周辺のハザードマップや避難場所、避難経路を事前に確認するとともに、危険が予測される場合は活動の中止や延期を適切に判断するなど、災害による事故の未然防止に努めること。
- ☐ 参加者及び指導者が、自身の怪我や事故等を補償する保険及び個人賠償責任保険に加入していること。
- ☐ 参加者が、地域クラブに自転車を使用して参加する場合、「香川県自転車の安全利用に関する条例」に基づき、必ず保険に加入させるとともに、ヘルメットを着用するよう指導に努めること。
- ☐ 「個人情報の保護に関する法律」を遵守するほか、必要以上に個人情報を収集することなく、また活動によって知り得た個人情報を漏えいせず、適正に取り扱うこと。

⑥適切な運営体制が確保されていること

<確認事項>

□ 地域クラブのスタッフは、18歳以上（高校生は除く）とし、代表者、会計担当者や指導者など3名以上で構成することとし、学生が、代表者、会計担当者になっていないこと（文化クラブについては、2名での構成も可）※¹。

□ 地域クラブ活動の実施主体等において、少なくとも、次の内容を含む規約等や活動方針を策定・公表していること。また、関係法令を遵守するとともに、規約等に基づき適切な運営が行われていること。

【規約等】

- ・地域クラブの目的や役員（代表者、会計担当者、監事※²）の選任・解任に関すること
- ・総会の運営など団体の意思決定に関すること
- ・会員の入退会・会費等に関すること
- ・予算・決算の審議・承認に関すること

【活動方針】

- ・活動目的
- ・活動内容
- ・活動地区のほか地域クラブ情報
- ・会費や定員
- ・加入保険

□ 活動にあたって以下の事項を遵守すること。

- ・地域クラブにおける活動内容、指導内容については、政治的、宗教的に中立性を確保すること
- ・参加者を作業のみに従事させるなど、労働者として従えることのないよう留意すること
- ・営利を目的とした広告に参加者を利用する等、「たかまる」の趣旨に反する行為は厳に慎むこと

□ 大会やコンクールに参加する場合は、参加要件を満たすとともに、大会運営に協力すること。

□ 活動実績と会計（収支決算：内訳の明示）を指定する日までに所定の様式により報告すること。

□ 公正かつ適切な会計処理を行い、組織運営の透明性を確保するため、関係者に対する情報開示を適切に行うとともに、必要に応じて税申告を行うこと。

□ 営利を主たる目的とせずに運営すること※³。

※¹ 地域クラブの代表者が複数の地域クラブを運営する場合に、代表者及び会計担当者は兼ねることができる。また、指導者が複数の地域クラブで指導（見守りを含む）を行おうとする場合は、登録申請時に市へ申し出るものとする。

※² 監事は、保護者等運営スタッフ以外を充てることができるため、認定要件としての3人（文化は2人）には、含まれないが、組織の運営上置くこととする。なお、団体の持続的・安定的な運営を確保するとともに、適切なガバナンスを確保する観点から、原則として、代表、会計及び監事は、互いに兼ねることはできない。地域の実情等により役員を確保することが困難な場合等の例外的な場合にも、監事は、代表、会計を兼ねることはできない。

※³ 活動に係る人件費・消耗品費・使用料等の直接経費と、会費等の収入がおおむね均衡していることとする。なお、営利団体が実施する活動であっても、地域貢献や生徒の活動機会の充実を目的とし、参加費を活動に必要な範囲に設定するなど、活動自体に営利性が認められない場合は、認定の対象となる。このため、認定の判断に当たっては、運営団体の種類ではなく、活動の目的や運営実態を確認する。

⑦学校等との連携が適切に行われていること

<確認事項>

- ☐ 生徒の活動状況や活動実績等について、情報を適切に管理するとともに、生徒の在籍する中学校等と情報を共有すること※1
- ☐ 市が学校と連携して児童生徒や保護者等に対する情報提供等（中学校入学説明会、ホームページなどによる地域クラブ活動の実施状況等の情報提供等）を円滑に行うことができるよう、必要な協力を行うこと
- ☐ 活動場所として学校施設を活用する場合や希望する教員等による兼職兼業が行われる場合等には、それらの円滑な実施のため、市や学校との必要な連絡調整を行うこと

※1 地域クラブ活動への入会時に、生徒の在籍する中学校等と必要な情報を共有することについて、生徒の保護者の同意を得ておくことが必要と考えられる。